

昭和五十三年三月十日受領
答 弁 第 一 七 号

(質問の 一七)

内閣衆質八四第一七号

昭和五十三年三月十日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員井上一成君提出従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上一成君提出従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問に対する

答弁書

恩給制度は、もともと官吏又は旧軍人を対象としたものであつて、このような身分を有していなかつた者を恩給法の適用の対象とするには、制度の建前に照らし困難である。

右答弁する。